

障害者総合支援法の 対象となる難病等の範囲が 見直されました

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がい者の範囲に難病等が加わることとなり、対象疾病（130疾病）による障がいがある方は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービスなどの利用が可能となっています。

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、「障害者総合支援法」の対象となる難病等についても国において検討が行われ、障がい福祉サービスの対象となる難病等が平成27年1月1日より130疾病から151疾病に拡大されることになりました。

詳しくは、左記担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当

(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279 / FAX35・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

4月から老人等無料バス優待乗車制度が変わります

市では、70歳以上の高齢者や障がい者などの方々の生きがいを高め、福祉の向上を図ることを目的として、市営バスの優待乗車制度を実施しています。

平成27年4月から市営バス路線を民間移譲することに併せ、同制度の一部が次のように変わります。

<制度の主な変更点>

◎新たに利用券が必要となります

利用時は今までどおり優待券（証）を提示するとともに、新たに利用券を料金箱に投入する必要があります。利用券は4月から市役所などで配付する予定です。

なお、優待券を現在お持ちの方には、3月に制度変更のお知らせと利用券をお送りします。

◎乗車できる路線が増えます

現在の市営バス路線に併せて、徳島バスが運行している路線も乗車できるようになります。（利用区間は従来の徳島—小松島間です）

◎介助が必要な方は、介助者1名が無料となります

身体障がい者等で1種の手帳をお持ちの方は、介助者1名まで無料で乗車できるようになります。

※広報こまつしま3月号では、制度の変更について更に詳しい内容をお知らせします。

【お問い合わせ先】

市民生活課生活支援安全担当（市役所1階②番窓口）

☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.tokushima.jp

